横浜市立矢向小学校いじめ防止基本方針

平成２６年３月２５日策定
令和５年３月２７日改定

（１）いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第２条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

本校の学校教育目標は、「わたしが、みんながかがやく　矢向の森」である。この目標を達成するために、本校では「自分大好き　友達大好き　笑顔あふれる矢向小」を人権目標に掲げている。児童と教職員が「いじめは絶対に許さない」という共通認識をもち、いじめの起きない学校風土づくりに取り組んでいく。

（２）学校いじめ防止対策委員会の設置

①委員会の構成員

○学校いじめ防止対策委員会の構成員は原則として次の者とする。
　校長、副校長、教務主任、児童支援専任、主幹教諭、学年主任
○事案の状況により、関係する教職員等を加える。
○必要に応じて、心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の参加を求める。

②委員会の運営

○学校いじめ防止対策委員会は、月に１回以上、定期的に開催する（企画会後に開催）。また、いじめの疑いがある事案が発生した場合は、直ちに学校いじめ防止対策委員会を開催する。
○学校いじめ防止対策委員会では、校長等の責任者が、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成･保管し、進抄の管理を行う。

③委員会の活動内容

●未然防止
・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知
●早期発見・事案対処
・いじめの相談、通報の窓口の設置　（担任等→児童支援専任）
・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合の、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、

聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
●取組の検証
・横浜市立矢向小学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正
・年間計画に位置付けたいじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
・横浜市立矢向小学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直し（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む。）

（３）具体的取組

①いじめの未然防止

○自己肯定感を高める授業づくり
・課題を絞り込んで明確にし、児童が安心して課題解決に取り組める授業を進める。
・学習内容の確実な定着を目指し、授業の展開や支援の仕方を工夫する。
・話の聞き方や、認め合いや学び合いの仕方を指導し、お互いを大切にし合える授業を進める。
・豊かな人間関係を育むため、友達と学び合い、認め合える授業づくりを研究する。
・ユニバーサルデザインの考えをもとに、誰もが安心して生活や学習のできる教室環境を工夫する。
○お互いを大切にし合える集団づくり
・学級開きや学年集会等の機会を生かし、いじめが起きない、いじめを許さない風土をつくる。
・異学年交流を目的とした集会活動、各委員会が工夫したイベント等、６年生が１年生に学校生活を教える活動等を通じ、児童間の交流を推進したり、お互いのよさを認め合うことができるようにしたりする。
○児童の主体的な取組への支援
・クラブ活動を自分たちで立ち上げ、年間の計画を立てて運営していけるよう支援し、協力して物事に取り組むよさを実感できるようにする。
・横浜子ども会議の全児童による「いじめ問題」に対する様々な話し合いや具体的な活動を通して、いじめをなくすためにはどうしたらよいか、自分事として考え、子どもがお互いを尊重し合える取組に主体的に取り組むことができるよう支援する。
○人権教育、道徳教育の推進
・「自分大好き　友達大好き　笑顔あふれる矢向小」を人権教育目標とし、自尊感情の育成、他者尊重の精神の育成のために、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育を推進する。
・人権週間を中心に、校長講話、人権に視点を当てた授業実践、児童の人権感覚を高める取組を行い、その様子等を学校だよりや掲示等で保護者に発信する。
○心育成部が中心となった、いじめ防止への取組推進
・誰もが安心して生活できるように、「矢向小のきまり」に基づく指導を徹底する。
・「子どもの社会的スキル　横浜プログラム（Ｙ−Ｐ）」のＹ−Ｐアセスメントとその結果に基づく指導プログラムを実施し、児童や学級の実態把握と、実態に応じた支援を行う。
・サイバー教室を実施しネットを通じたいじめの防止及び情報モラル教育の推進を進める。（４～６年）

②いじめの早期発見

○児童及び保護者がいじめに係る相談を行える体制の整備
・個人面談や三者面談を実施する。
・自分や友達のことで困っていること等を話すために、年間２回（５月と１１月）教育相談を実施し、担任が児童と面談をする。聞き取った内容を集約し、対応すべき案件があれば迅速に対応する。
・全市一斉のアンケートを５月（記名式）と１２月（無記名式）に実施する。
○いじめの早期発見、早期対応のための教職員の体制づくり
・学年研で、児童に関する情報を共有する。
・専科教諭等から見た児童や学級の様子を、担任と共有する。
・配慮を要する児童について、特別支援教育児童指導全体会で共有する。
・緊急を要する内容については、打ち合わせで情報を共有する。

③いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援、指導を行う。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告、相談し、学校の組織的な対応につなげる。

学校いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

○学校いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
○被害児童からの事実確認及び対応について相談
○関係児童からの事実確認
○被害児童及び保護者への支援、関係児童及び保護者への指導、支援
※状況によって警察署等関係機関、専門機関との連携を適切に図る。

④いじめの解消

《いじめ解消の要件》
少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。
①いじめの行為が少なくとも３か月（目安）止んでいること
②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

○学級担任や学年職員が中心となり、被害児童を見守る。
○いじめの解決や再発防止に向けた取組を、児童支援専任が関わり検討し、組織的に取り組む。
○３か月を目安に、学級担任が被害児童と保護者に、安心して学校生活を送れているか確認する。

⑤教職員等への研修

○いじめ対応に係る教職員の能力を高める実践的な研修
・特別支援教育児童指導全体会や職員会議、長期休業中等を活用し、年間を通じて、いじめの定義理解を含め、未然防止、早期発見、適切な対応、再発防止等、いじめに係る職員研修を計画的に実施する。
・配慮を要する児童の実態やそれに対する校内の支援等の共通理解を図るとともに、人権意識を高めたり、児童理解を深めたりする。
・誰もが安心して学校生活を送ることができるように、「矢向小のきまり」について全職員で共通理解を図り、ぶれない指導を行う。

⑥学校運営協議会等の活用

○「学校運営協議会」や「学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題を保護者や地域と共有し、連携、協働して取り組む。
・「学校運営協議会」で学校の様子や課題を説明し、意見を伺い、教育活動に生かす。
・「学校・家庭・地域連携事業」で学校の様子や課題を伝え、保護者や地域との連携と協働を進める。

⑦取組の年間計画

	取組内容	
4 月	○特別支援教育児童指導全体会	
5 月	○特別支援教育児童指導全体会 ○「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 ○教育相談週間①	○個人面談（1～6 年生）
6 月	○特別支援教育児童指導全体会 ○国際平和スピーチコンテスト ○Ｙ−Ｐアセスメント実施①	○学校・家庭・地域連携事業
7 月	○職員研修 ○横浜子ども会議（矢向中学校ブロック）	○学校運営協議会
8 月	○横浜子ども会議（鶴見区）	
9 月	○特別支援教育児童指導全体会	○三者面談（1～6 年生）
10 月	○特別支援教育児童指導全体会	○三者面談（1～6 年生）
11 月	○特別支援教育児童指導全体会 ○教育相談週間②	
12 月	○人権週間の取組 ○いじめ防止月間の取組 ○いじめ解決一斉キャンペーン実施 ○万引き防止教室、サイバー教室	○個人面談（6 年生）
1 月	○特別支援教育児童指導全体会 ○Ｙ−Ｐアセスメント実施②	
2 月	○特別支援教育児童指導全体会	○学校運営協議会 ○学校・家庭・地域連携事業
3 月	○特別支援教育児童指導全体会 ○学校いじめ防止基本方針の見直し	
年間	○学校いじめ防止対策委員会 ○矢向中ブロック児童支援専任・生徒指導専任による情報交換 ○子どもの社会的スキル　横浜プログラムの実施 ○スクールカウンセラーによる相談 ※特別支援教育児童指導全体会を中心に、年間を通して、いじめ等に関する研修や児童に関する共通理解を行う。	

（４）重大事態への対処

【重大事態の定義】
　いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）とされている。
【発生の報告】
　重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

（５）いじめ防止対策の点検･見直し

　学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年１回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（ＰＤＣＡサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。その際「矢向小学校いじめ防止基本方針」を改定し、改めて公表する。